

「財政融資資金電算機処理システムの脱COBOL言語に係るプログラム改修業務 一式 調達仕様書(案)」に対する意見招請の結果について

項番	該当箇所			意見内容		修正有無	回答																																																																
	対象	頁	項目番号	該当部分	修正案			理由・質問																																																															
1	調達仕様書(案)別紙2 本業務の想定スケジュール	-	-	-	-	システムをクラウド環境へ移行する際は、金融機関向けMicrosoft Azureなど採用するクラウドのパッケージによっては、作業する際に高いリスクが予想されるため、作業工程を工夫するなど、事前に調整が必要と考えられる。	ご意見を賜りありがとうございます。今後、システムをクラウド環境へ移行する際の参考とさせていただきます。																																																																
2	調達仕様書(案)	3	1.3.	1.3.目的及び期待する効果 令和11年予定のシステム更改でのクラウドサービス利用を見据え、本システムのOS(Solaris)をオープンソースソフトウェア(Linux)へ変更する。	-	システムをクラウド環境へ移行する際は、オープンソースソフトウェア(Linux)主体のシステムよりは、金融機関向けのMicrosoft Azureでのシステム構築・設計も可能であるため、予備案として検討してはかがか。	ご意見を賜りありがとうございます。本業務においては、システムの中立性を高めるため、オープンソースソフトウェアの導入を予定しております。																																																																
3	調達仕様書(案)	28	8.1.	8.1.入札参加要件	-	システムをクラウド環境へ移行する際は、コストやリスクを削減するため、得意分野が異なる複数の事業者が共同で入札に参加できるようにすることを推奨する。	ご意見を賜りありがとうございます。クラウド環境へ移行する際に参考とさせていただきます。なお、共同入札に関する事項は調達仕様書「8.1.3.複数事業者による共同提案」をご参照ください。																																																																
4	調達仕様書(案)	28	8.1.	8.1.入札参加要件	-	入札に参加できる競争参加資格をA～D等級とすることで、情報処理支援機関SEMなど幅広い事業者の参入が見込まれる。	ご意見を賜りありがとうございます。本業務の実施には高度な技術を要することから、財務省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「役務の提供等」で、「A」又は「B」の等級に格付けされていることを要件とします。																																																																
5	調達仕様書(案)	9	4.1.2.	4.1.2.要件確認書の作成 受託者は、財務省と協議の上、要件定義の内容確認を行い、成果物に記載のある「要件確認書」を作成すること。また、要件定義の確定にあたり、仕様書に記載されていない機能を改修する必要があると判明した場合には、財務省と対応の可否について協議すること。	-	本業務開始時点の最新資産を受領し、本業務受託者が変換対象プログラムを選定の上、要件定義工程で改修対象規模を貴省と合意するものと理解しています。本調達の役務範囲として、変換対象プログラムを明確にし、貴省に提案することを調達仕様書に記載してはかがかでしょうか。本業務開始時点の最新資産を受領することも合わせて追記したほうがよいと考えます。	○ ご意見を賜りありがとうございます。ご認識のとおりです。  ご意見を踏まえて、「調達仕様書 4.1.2. 要件確認書の作成」に以下のとおり追記します。  受託者は、契約後に最新の資産を財務省から受領すること。受託者は、要件定義の確定にあたり、財務省と協議の上、変換対象プログラムを明確にすること。																																																																
	調達仕様書(案)別紙1 要件定義書	10	3.4.1.	3.4.1. 債権債務管理システムの規模要件 表13:改修の対象規模																																																																			
6	調達仕様書(案)	10	4.1.6.	4.1.6. 開発・テスト(1) 債権債務管理システムのOSやミドルウェア等の変更に伴う非互換対応等のShell等プログラム資産の変換、及びそれらの変換により改修が必要となるジョブネット、ジョブ、データ連携に関するミドルウェアの設定見直し、Meft(帳票・画面定義体)の代替に伴う帳票印刷環境の再構築、端末PCのExcelVBAの非互換対応等を実施すること。	-	本業務のOSやミドルウェア等の変更に伴う非互換対応の範囲は、変換後のアプリケーションを動作するために必要なShell等プログラム資産と認識しています。必ずしも、債権債務管理システム全ての非互換対応が本業務の役務範囲ではなく、要件定義工程で非互換対応の範囲を決定する認識で問題ないでしょうか。また、「端末PCのExcelVBAの非互換対応」は、該当するものがないため、本業務として不要と考えます。	○ ご意見を賜りありがとうございます。ご認識のとおりです。  ご意見を踏まえて、以下のとおり記載を修正します。 【修正前】 それらの変換により改修が必要となるジョブネット、ジョブ、データ連携に関するミドルウェアの設定見直し、Meft(帳票・画面定義体)の代替に伴う帳票印刷環境の再構築、端末PCのExcelVBAの非互換対応等を実施すること。 【修正後】 それらの変換により改修が必要となるジョブネット、ジョブ、データ連携に関するミドルウェアの設定見直し、Meft(帳票・画面定義体)の代替に伴う帳票印刷環境の再構築等を実施すること。																																																																
7	調達仕様書(案)	11	4.1.7.	4.1.7. プログラム等の開発した資産の引き渡し(1) 受託者は、次期システム更改事業者の業務開始後速やかに、開発したプログラム等の資産を次期システム更改事業者に提供すること。	-	「プログラム等の資産」には、要件確認書や変換設計書等、設計工程に係る資料が含まれている認識でよいでしょうか。引継ぎ資料として必要と認識しております。	ご意見を賜りありがとうございます。開発したプログラム等の資産を引き渡す時期については、令和6年6月末までに次期システム更改事業者に対して引き渡すことを予定しております。具体的なスケジュールについては、提案書においてご提案ください。 受託者が提供するプログラム等の資産については、ご認識のとおり、要件確認書、変換設計書など設計工程に係る資料を含みます。																																																																
8	調達仕様書(案)	28	8.1.	8.1.入札参加資格	-	本業務は、難易度が高い開発であるにも関わらず、応募者に求める資格要件があまり見られないため、品質担保のために必須もしくは加点要素として、CMMIの要件を入れてはかがかでしょうか。 CMMIは、サービスの品質、信頼性向上を目指す組織において広く普及している資格と認識しており、過去の調達案件では必要資格となっております。	ご意見を賜りありがとうございます。入札参加要件については、本業務の実施に最低限必要と考えられる要件を記載しております。																																																																
9	調達仕様書(案)	35	11.3.	11.3. 事業者が閲覧できる資料一覧表 表9 財政融資資金電算機処理システム(債権債務管理システム)に係る閲覧資料一覧 No.9 不要なCOBOL言語の資産の選定結果等	-	COBOL不要資産を削減するためのCOBOLプログラムの改修について、「調達仕様書(案)」および「要件定義書(案)」本文に記載がありませんでした。本業務の作業範囲を明確にするために追記してはかがかでしょうか。また規模は、暫定版であるため、項番5のとおり、本業務開始時に、再度、変換対象を確定させる必要があると認識しております。	○ ご意見を賜りありがとうございます。COBOLの不要資産を削減(除去)するために必要となる、既存のCOBOLプログラムの改修は、本業務の開発対象とします。  ご意見を踏まえて、「要件定義書 表13:改修の対象規模」に、不要資産選定前の資産規模を示した以下の表13-2を追加しました。また、以下の記載を修正しました。 【修正前】 本業務の開発対象規模:表13のとおり 【修正後】 本業務の開発対象規模(不要資産の調査結果反映後):表13-1のとおり 本業務の開発対象規模(不要資産の調査結果反映前):表13-2のとおり ※本業務受託者は表13-1に記載された開発対象規模の再調査を行い、最終的な不要資産を確定し財務省の承諾を得ること。また、不要資産を除くことにより影響を受ける他の資産の改修作業に伴うことに注意すること																																																																
	調達仕様書(案)別紙1 要件定義書	10	3.4.	3.4 規模に関する事項 表13 改修の対象規模																																																																			
							表 13-2 : 債権の対応規模(不要資産の調査結果反映前)																																																																
							<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務名</th> <th>詳細 (K5)</th> <th>COBOL (K5)</th> <th>ジョブネット (K)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本省貸付金</td> <td>25.4</td> <td>114.6</td> <td>97</td> </tr> <tr> <td>地方貸付金</td> <td>133.9</td> <td>350.6</td> <td>152</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>13.0</td> <td>57.5</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>預託金管理</td> <td>13.1</td> <td>54.0</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>証券化管理</td> <td>4.4</td> <td>32.6</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>決算経理</td> <td>14.0</td> <td>57.8</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>財投債管理</td> <td>3.4</td> <td>27.0</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>収支分析</td> <td>6.2</td> <td>40.8</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>DWHデータ提供</td> <td>16.4</td> <td>33.6</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>A L Mデータ提供</td> <td>10.6</td> <td>38.7</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>金利スワップ</td> <td>2.6</td> <td>20.5</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>業務共通</td> <td>4.8</td> <td>13.0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>情報提供Navisシステム</td> <td>11.8</td> <td>48.2</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>BCP機能</td> <td>4.7</td> <td>18.6</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>264.3</td> <td>907.5</td> <td>556</td> </tr> </tbody> </table>	業務名	詳細 (K5)	COBOL (K5)	ジョブネット (K)	本省貸付金	25.4	114.6	97	地方貸付金	133.9	350.6	152	有価証券	13.0	57.5	26	預託金管理	13.1	54.0	60	証券化管理	4.4	32.6	19	決算経理	14.0	57.8	47	財投債管理	3.4	27.0	31	収支分析	6.2	40.8	75	DWHデータ提供	16.4	33.6	2	A L Mデータ提供	10.6	38.7	3	金利スワップ	2.6	20.5	0	業務共通	4.8	13.0	0	情報提供Navisシステム	11.8	48.2	12	BCP機能	4.7	18.6	22	合計	264.3	907.5	556
業務名	詳細 (K5)	COBOL (K5)	ジョブネット (K)																																																																				
本省貸付金	25.4	114.6	97																																																																				
地方貸付金	133.9	350.6	152																																																																				
有価証券	13.0	57.5	26																																																																				
預託金管理	13.1	54.0	60																																																																				
証券化管理	4.4	32.6	19																																																																				
決算経理	14.0	57.8	47																																																																				
財投債管理	3.4	27.0	31																																																																				
収支分析	6.2	40.8	75																																																																				
DWHデータ提供	16.4	33.6	2																																																																				
A L Mデータ提供	10.6	38.7	3																																																																				
金利スワップ	2.6	20.5	0																																																																				
業務共通	4.8	13.0	0																																																																				
情報提供Navisシステム	11.8	48.2	12																																																																				
BCP機能	4.7	18.6	22																																																																				
合計	264.3	907.5	556																																																																				
10	調達仕様書(案)別紙1 要件定義書	16	3.13.1.	3.13.1. テストの種類 表19:テストの種類	-	本業務としては、貴省による受入テスト工程はない認識ですが、次期システム更改事業者への引渡し前に、本業務のテスト実施結果を貴省に確認いただいた方がよいと考えています。テストの要件として、要件定義書3.13.4～3.13.5の間等に、単なる完了報告のみではなく、具体的に報告を求める旨を記載するのはかがかでしょうか。	○ ご意見を賜りありがとうございます。ご認識のとおりです。  ご意見を踏まえ、「要件定義書3.13.4. テストの実施」に以下のとおり追記します。  テストの実施後は、テスト結果報告書を作成し、財務省の承認を受けること。																																																																
11	調達仕様書(案)別紙1 要件定義書	16	3.13.4.	3.13.4. テストの実施 原則として単体テスト、結合テストを実施する開発環境は受託者が用意すること。	-	現新比較テストを実施するため、現行開発環境(COBOL)と新開発環境(Java)のいずれも本業務の受託者が用意する認識で問題ないでしょうか。現行開発環境(COBOL)も閲覧資料等を参考に本業務受託者が手配・構築するものと理解しています。	ご意見を賜りありがとうございます。ご認識のとおりです。																																																																
12	調達仕様書(案)	10	4.1.5.	4.1.5. 設計(3) 受託者は、必要に応じて、運用・保守マニュアル等を変更するために必要な情報提供等の支援を行うこと。	-	調達仕様書に記載の通り、本業務受託者が必要な情報(運用・保守マニュアルの修正案等)を次期システム更改事業者に提供する認識です。別紙3の役割分担表を明確にするため、備考欄にその旨を追記するのはかがかでしょうか。	○ ご意見を賜りありがとうございます。運用・保守マニュアルの修正については、次期システム更改事業者が実施することとし、本業務では、次期システム更改事業者への情報提供等の支援業務を実施することとしています。  ご意見を踏まえ、別紙3役割分担表の当該備考欄に以下を追記します。  「受託者は債権債務管理システムに関して、情報提供等の支援を行うこと。」																																																																
	調達仕様書(案)別紙3 役割分担表	-	4	4 設計 4「運用保守マニュアルの更新」																																																																			

13	調達仕様書(案)別紙1要件定義書	16	3.13.4.	3.13.4. テストの実施 テストデータは、現行システムの本番環境から抽出したデータ活用する場合は、財務省の指示に従いマスク化して準備すること。	-	現新比較テストで使用するテストデータは、本業務受託者が作成する認識ですが、問題ないでしょうか。 本番環境から抽出したデータは、マスク化した上で提供いただく認識です。	○	ご意見を賜りありがとうございます。ご認識のとおりです。  ご意見を踏まえ、以下の記載を修正しました。 【修正前】 テストデータは、現行システムの本番環境から抽出したデータ活用する場合は、財務省の指示に従いマスク化して準備すること。 【修正後】 テストデータの元となる本番環境から抽出したデータは、運用・保守事業者から提供を受けること。なお、当該抽出データはマスク化したデータではあるが、取り扱いには注意すること。
14	調達仕様書(案)別紙1要件定義書	19	3.14.2.	3.14.2. 移行方式 具体的な移行方法については、移行までに次期システム更改事業者へ必要な情報を引き継ぐため、移行手順書を作成し、財務省の承認を得ること。	-	本業務により、債権債務管理システムにおけるデータ保持方式が変更(ファイル形式からDB形式への変更等)になる場合、次期システム更改事業者において、データ移行作業が必要になると認識しています。当作業に必要な、移行ツール・移行手順書を作成し、次期システム更改事業者へ引き継ぐ認識で問題ないでしょうか。	○	ご意見を賜りありがとうございます。ご認識のとおりです。ただし、財務省及び次期システム更改事業者が基盤要件を確定するものであることから、債権債務管理システムを含む財政融資資金電算機処理システムに可能な限り影響が生じないよう現行のシステム構成を踏まえたものとしてください。 なお、該当部分の記載を以下のとおり修正いたします。 【修正前】 具体的な移行方法については、移行までに次期システム更改事業者へ必要な情報を引き継ぐため、移行手順書を作成し、財務省の承認を得ること。 【修正後】 具体的な移行方法については、移行までに次期システム更改事業者へ必要な情報を引き継ぐため、移行手順書等を作成し、財務省の承認を得ること。
15	調達仕様書(案)別紙3役割分担表	-	5	5 開発・テスト プログラム等の作成 4 本業務の実施に伴うCOBOL資産の改修	-	本業務の実施に伴うCOBOL資産の改修は「COBOL不要資産を削減するためにソースプログラムへの改修」を指しているのではありませんか。(「1.本業務の要件・対象範囲の明確化」No6と関連) 差分の取込みを指しているのであれば、「本業務の実施に伴うCOBOL資産の改修」ではなく、「本業務の実施期間中に発生した本番運用COBOL資産の改修の取込み」が正しいと思われまます。 本業務実施期間中のCOBOL資産の改修は運用・保守事業者の役割であり、その改修により発生した差分の取込みは引き渡し後の次期システム更改事業者の役割の認識ですが問題ないでしょうか。	○	ご意見を賜りありがとうございます。制度改正や維持・補正等により本業務の実施期間中にCOBOL資産を改修する場合は運用・保守事業者等が実施し、その改修により発生した差分の取込みは引き渡し後に次期リリース事業者が実施することとしております。  ご意見を踏まえ、以下の記載を修正しました。 【修正前】 4 本業務の実施に伴うCOBOL資産の改修 【修正後】 4 本業務の実施期間中に発生した本番運用環境のCOBOL資産に対する改修
16	調達仕様書(案)	4	1.6.	1.6. 作業スケジュール	-	本案件の作業スケジュールは令和4年度下期から令和8年度上期となっています。 一方で、令和7年4月には、開発済みのプログラム資産を引き渡すことが求められているため、それを以って本業務の対応は完了されるもの認識しております。それ以降、令和7年4月中旬～令和8年上期中の業務は何を想定されているのでしょうか。	-	ご意見を賜りありがとうございます。資産引き渡し後の業務につきましては、調達仕様書「4.1.8.総合テスト支援」「4.1.9.受入テスト支援」「4.1.10.情報システムの移行支援」「4.1.11.引継ぎ」をご参照ください。また、当該業務のスケジュールは、調達仕様書別紙2 本業務の想定スケジュールをご参照ください。
17	調達仕様書(案)	10	4.1.6.	4.1.6. 開発・テスト (1)COBOL言語	-	受託後に、債権債務管理システムで使用しているプログラムソースを全量受領できるという認識で宜しいでしょうか。	-	ご意見を賜りありがとうございます。契約締結後、ソースコードは全量をお渡しいたします。 受託前は、ソースコードの貸し出しはできません。閲覧会場での当室所有のPCを用いた目視による確認が可能です。 なお、目視確認時と契約後の提供プログラムとは、コードレベルで差異が発生する見込みです。これは目視確認時は2021年3月末時点のソースコードであり、実際に提供するまでの間改修作業を加えるためです。改修前後のCOBOLプログラムの数量は大きく変わらないものと推定しています。
18	調達仕様書(案)	10	4.1.6.	4.1.6. 開発・テスト (1)COBOL言語	-	COBOLから呼び出しているミドルウェアについて、一般的に開発ベンダーが著作権を保有していることにより詳細仕様やソースコードが開示されないケースが想定されます。ミドルウェアの仕様についても、全て情報開示いただける想定で宜しいでしょうか。	-	ご意見を賜りありがとうございます。MWの著作権者が開示不可としている情報については開示できません。契約締結後、債権債務システムにおけるMWの利用状況を示す設計書及びMWの動作に関わる本システムでの設定パラメタファイルの提供は可能です。
19	調達仕様書(案)	10	4.1.6.	4.1.6. 開発・テスト (1)Meft	-	債権債務管理システムで使用しているMeftについて、仕様が理解できるドキュメントを提供いただける認識で宜しいでしょうか。(調達仕様書(案)「11.3.事業者が閲覧できる資料一覧表」に示されたドキュメントの中に記載がある場合にはその旨をご教示ください。)	-	ご意見を賜りありがとうございます。Meftを用いた現状の帳票の出力方式については「別紙4.現行の帳票印刷環境資料」を参照ください。なお、Meftの仕様につきましては富士通のホームページにマニュアルがありますので参照してください。 <a href="https://software.fujitsu.com/jp/manual/">https://software.fujitsu.com/jp/manual/</a>
20	調達仕様書(案)	11	4.1.6.	4.1.6. 開発・テスト (6)現新比較テスト	-	現行システムと本事業で開発したシステムの比較検証については、「財務省の指示及び運用保守事業者と協議」、「テスト方法について提案」となっています。どの時点の現行システムの資産を前提とするのか、現新テストの実施回数など、前提や制約を調達仕様書で明確にしたいだけますでしょうか。	-	ご意見を賜りありがとうございます。現行システムと本事業で開発したシステムの比較検証につきましては、要件定義書に記載された要件や品質の確保するための、テストの方式や内容、時期等を記載したテスト計画書等を受託者が作成し、財務省が承認の上実施することを考えています。
21	調達仕様書(案)	11	4.1.6.	4.1.6. 開発・テスト (6)現新比較テスト	-	現新比較テストについて、テスト作業そのものは本受託者にて実施するにしても、結果確認については貴省またはシステム運用・保守事業者が行うなど、責任分界を明確にする必要あります。 テストにおける貴省、現行事業者、本受託者の作業範囲、責任等を調達仕様書で明確にしたいだけますでしょうか。(調達仕様書別紙 別紙3「役割分担表」にも記載はありますが、システム運用・保守事業者の関与が不明であったり、実行時に認識齟齬が起きないようより詳細化が必要と考えます。) また、テストにおいては上記の責任分界や役割分担によって工数が大きく異なってくることから、工数試算の前提等についても確認させていただきたく思います。	○	ご意見を賜りありがとうございます。テストは以下のように考えています。 なお、要件定義書「3.13.テストに関する事項」に以下の文章を追記いたします。  「テスト作業の実施、検証及び結果の報告は本業務受託者が担うこととする。なお、最終的に現行システムの保守環境を利用した現新比較テストを実施し、性能要件等を満たさなかった場合は、本業務受託者の責任において対応するものとする。 また、運用保守事業者の情報提供については、運用保守事業者の負荷が過大とならないよう、内容、ポイントをきちんと整理したうえで、極力必要最低限にとどめること(必要なものに絞る)とする。」  また、要件定義書「3.13.4.テストの実施」に想定される役割を示した以下の表を追加いたします。

本業務受託者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テストに必要な開発環境の整備</li> <li>・テストデータの作成</li> <li>・単体テスト、結合テストを実施</li> <li>・ShellについてもSolaris→Linux変換を行い動作検証する</li> <li>・ジョブ終了後の出力ファイルの現新比較</li> </ul>
実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行システムの保守環境からの出力を用いた現新比較テストの実行及び結果の検証、テスト結果の報告及びテスト合格を示すエクスポート資料の提出</li> <li>・試験完了後のJavaプログラム(必要に応じjar出力)のクラスパス変更等の修正、以降、次期システム更改事業者の受検と交換作業に伴う不具合対応等</li> </ul>
運用・保守事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行システム環境に係る情報提供</li> <li>(例) <ul style="list-style-type: none"> <li>①現行環境にある本番データの抽出(マスキング含む)、提供</li> <li>②現行本番環境からの、OS、JVMに関する設定ファイルの抽出、提供</li> <li>③現行本番環境でのテーブル定義ファイル(DDL)の提供</li> </ul> </li> <li>・テストのために保守環境の提供(運用保守環境に支障のない範囲で数日程度、実施場所は現行システムを控えている段階)</li> <li>・実行されたJavaプログラムの検証(開発環境と本番環境の差異等)修正、制度改正等の差分取り込み、本番環境における結合試験、結合試験</li> </ul>
次期システム更改事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務受託者と運用保守事業者、次期システム更改事業者との間の調整</li> </ul>
財務省	

22	調達仕様書 (案)	11	4.1.6.	4.1.6. 開発・テスト (5)(6)テストについて	-	現行システムと開発したアプリケーションプログラムの実行結果を比較検証するため、現行システム環境で実行された処理のテスト前データ、テスト後データ、テストオペレーション、テスト結果ログを受領できるという認識で宜しいでしょうか。 (弊社において同様の開発を受託した例を考慮すると、現行システムで実施いただいたテストデータ等を提供いただくことが、最も効率的にテストを行えるものと認識しております。)	ご意見を賜りありがとうございます。テストに必要なとなるジョブネットの入力のデータおよびDBのデータは運用・保守事業者から提供いたします。ただしこれらデータについては機能要件をすべて網羅しているものではありません。またDBのデータにつきましてはマスキングしてお渡します。 なお、運用・保守事業者の作業は、現行環境にある本番データの抽出(マスキングを含む)のみとし、テストデータの作成は、本業務受託者が行うこととします。
23	調達仕様書 (案)	11	4.1.6.	4.1.6. 開発・テスト (5)(6)テストについて	-	比較テストの効率化のため、弊社環境に現行環境と同じ環境を構築することを想定しています。弊社環境で現行システム環境を持つことにより、テストデータの作成が弊社にて可能になります。現行システム環境構築のための、プログラム提供、MW提供、及び環境構築手順をご教授いただく事は可能でしょうか。	ご意見を賜りありがとうございます。契約締結後に、運用保守事業者から、現行環境にある本番データの抽出(マスキングを含む)、提供、現行本番環境からのOS,MW等に関する設定ファイルの抽出、提供、現行本番環境DBのテーブル定義ファイルの提供を行うことは可能です。
24	調達仕様書 (案)	19	5.2.	5.2. 作業要員に求める資格等の要件	-	(1)統括責任者及び(2)プロジェクトリーダーの要件について、「COBOL言語から他のプログラミング言語」について、「COBOL言語からJava」と特定する必要はないでしょうか。	○ ご意見を賜りありがとうございます。ご認識のとおりです。 ご意見を踏まえ、以下の記載を修正しました。 【修正前】 「COBOL言語から他のプログラミング言語への変換及びOS(Solaris)をオープンソースソフトウェアへ変更するための設計・開発移行に携わった経験」 【修正後】 「COBOL言語からJava言語への変換及びOS(Solaris)をオープンソースソフトウェアへ変更するための設計・開発移行に携わった経験」
25	調達仕様書 (案)	29	8.1.2.	8.1.2. 受託実績	-	「以下に示す特徴をすべて持つ案件及びシステムを受注実績として複数有していること」として5つの特徴が示されています。5つの特徴を兼ね備えた案件及びシステムを複数実績として保有するということではなく、5つ特徴を複数の案件やシステムで満たすことで良いという理解で正しいでしょうか。	ご意見を賜りありがとうございます。ご認識のとおりです。 5つの特徴を複数の案件やシステムで満たすことで問題ありません。
26	調達仕様書 (案)	35	11.3.	11.3. 事業者が閲覧できる資料一覧表 表9 財政融資資金電算機処理システム(債権債務管理システム)に係る閲覧資料一覧	-	閲覧資料一覧にある「プログラムソース」については秘密保持誓約書を締結したうえで貸与いただくことは可能でしょうか。	ご意見を賜りありがとうございます。ソースコードの提供はできませんので、閲覧会場にて財務省が用意したパソコンで閲覧をお願いいたします。
27	調達仕様書 (案)	35	11.3.	11.3. 事業者が閲覧できる資料一覧表 表9 財政融資資金電算機処理システム(債権債務管理システム)に係る閲覧資料一覧	-	閲覧資料一覧にある「プログラムソース」について、紙媒体ではなく、データで閲覧することは可能でしょうか。また、データ閲覧が可能な場合、プログラムソースを画面上で閲覧できる「メモ帳」以外のテキスト編集ソフトがあると閲覧がしやすいことも申し添えます。	ご意見を賜りありがとうございます。閲覧可能です。なお、閲覧ソフトは閲覧会場にて財務省が用意したパソコンにインストールされておりますが、編集はご遠慮ください。
28	調達仕様書 (案)	35	11.3.	11.3. 事業者が閲覧できる資料一覧表 表9 財政融資資金電算機処理システム(債権債務管理システム)に係る閲覧資料一覧	-	DBアクセス方式については、入札前の資料閲覧の時点で、資料一覧表にて提示されている基本設計書、詳細設計書にて仕様を確認できるという認識で相違ないでしょうか。	ご意見を賜りありがとうございます。DBアクセス方式については基本設計書や詳細設計書を参照ください。なおCOBOLからDBへのアクセスは組み込みSQL方式にてDBアクセスを行っています。
29	調達仕様書 (案)別添 財政融資資金電算機処理システムの概要等	5	1.1.	1.1. 財政融資資金電算機処理システムの概要 (6)債権債務管理システム	-	①システムの利用者等において、債権債務管理システムのバックアップセンター(関西)が示されておりますが、こちらの業務及びシステムも今回の対象となるのでしょうか。②システム方式及び規模のなかに含まれ、対象となる認識です)	ご意見を賜りありがとうございます。ご認識のとおりです。 バックアップセンター固有の資産規模は、「要件定義書 表13BCP機能」に示しています。
30	調達仕様書 (案)別紙1 要件定義書	5	2.2.2.	2.2.2. 画面設計の対象範囲	-	177画面はどのような仕組み・アーキテクチャ構成になっているか確認可能でしょうか。 (例えば、EXCEL-VBAをクライアントPCで動かすと画面Formが立ち上がるのか、あるいはMeftのWeb機能でActiveXで画面表示しているのか等) ※要件定義書(案)によると、Meftに関して帳票定義体の記載はございましたが、画面定義体については記載が確認できませんでした。	○ ご意見を賜りありがとうございます。 177画面は全てEXCEL等の画面のため、本調達の対象外となります。ご意見を踏まえ、以下の記載を修正しました。 【修正前】 本調達における画面設計の対象範囲は、現行の債権債務管理システムと同様とする。 【修正後】 画面設計の対象範囲は、現行の債権債務管理システムと同様とする。ただし、以下「表1:画面設計」の177画面は本調達の範囲ではない。
31	調達仕様書 (案)別紙1 要件定義書	6	2.3.2.	2.3.2. 帳票設計の対象範囲	-	Meftを利用した帳票数は130とのことですが、それ以外の帳票については、どのような方式で出力されているのでしょうか。	○ ご意見を賜りありがとうございます。Meft以外の方式としては行印刷があり、以下のとおりです。基本設計書等およびソースコードをご参照ください ・FORMAT句なし印刷(オーバーレイ、FCB使用) ・FORMAT句なし印刷(行印刷)  また、要件定義書「2.3.2.帳票設計の対象範囲」の記載を以下のとおり修正いたします。 【修正前】 本調達における帳票設計の対象範囲は、現行の債権債務管理システムと同様とする。 【修正後】 本調達における帳票設計の対象範囲は、現行の債権債務管理システムと同様とする。なお、Meft以外の方式としては行印刷があり、以下のとおりです。基本設計書等およびソースコードをご参照ください ・FORMAT句なし印刷(オーバーレイ、FCB使用) ・FORMAT句なし印刷(行印刷)
32	調達仕様書 (案)別紙1 要件定義書	7	3.2.1.	3.2.1. 情報システムの構成に関する全体の方針	-	図1:システム構成に記載されている以外のミドルウェア等はございますでしょうか。	ご意見を賜りありがとうございます。図1:システム構成に記載されている以外のミドルウェア等もございます。閲覧資料にて参照してください。
33	調達仕様書 (案)	-	-	-	-	調達仕様書中の「Java言語」とある部分を「Java言語等」という記述に変更することを提案いたします。	ご意見を賜りありがとうございます。債権債務管理システムと連携するオンラインシステムや地方債管理システムもJava言語を使用しており、保守性を考慮して、当初どおりJava言語のみといたします。